

全 員 協 議 会 会 議 録

開 催 日 時	令和6年12月19日(木) 15時 31分 ~ 16時 14分
場 所	第3常任委員会室
協 議 事 項	1. 第462回定例会追加議案について
出 席 議 員 (欠席議員)	25名(欠席議員なし)
当局出席者	市長、副市長、総務部長、人事課長、人事係長、人事担当主査、給与係長、企画部長、企画部次長、財政課長、企画政策担当主査、福祉推進部長、福祉担当次長、低所得世帯支援担当主査前城、低所得世帯支援担当主査外間、市街地整備課長、計画係長
議会事務局出席者	仲村局長、當山次長、平田議事担当主幹、金城主事
	<p>○呉屋等 議長 追加議案に関して担当課による説明、質疑応答の場を設けるため全員協議会の開催に至った。</p> <p>1. 第462回定例会追加議案について</p> <p>≪総務部長、企画部長より、追加案件について説明を行う。≫</p> <p>○呉屋等 議長 確認として、福祉総務課から提出のあった資料の(3)スケジュールについて、令和6年2月と記載があるが、令和7年の誤りか。</p> <p>○福祉推進部長 ご指摘のとおりである。訂正を行い再度提出してまいりたい。</p> <p>○嶺井拓磨 議員 歳出の部に記載のあるオンライン申請について、どのような手法で進めるか決まっていれば資料を頂きたい。</p> <p>○福祉推進部長 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算(第9号)に係る概要のP1、歳出の部合計の欄にオンライン申請(調整中)と記載がある。内容としては、福祉総務課作成資料の令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金事業の(5)案内・周知に対象者には確認書・プッシュ型通知を送付と手法の記載がある。また、プッシュ型通知とは、これまで同様の給付金で口座情報等を把握できている対象者に対し、市役所側からこういった給付金があり、拒否等なければ振り込みを行う内容となっている。確認書に関しては、これまで給付金を受け取ったことが無い、または、口座情報以外に確認する事項があるような世帯については確認書を提出していただくことにより、給付の資格を把握しているが、オンラインで提出することも可能としている。</p> <p style="text-align: center;">(「調整している」というものあり)</p> <p>HPや確認書にQRコードを記載する。紙で申請する場合よりも支払いが早くなる仕組みになり、一部そういったことも取り組んでいる。</p> <p>○福祉担当次長 オンライン申請に関して、現在行っている定額減税給付金の減税については、公金口座を使った振り込みを実施していたが、1月から実</p>

施予定の住民税非課税世帯に対する給付金事業については、公金口座を利用した振り込みができないため、先程部長から説明があったように、HPや通知書にあるQRコードから申請を行い、手続きを進めることとなっている。

- 嶺井拓磨 議員 そのシステムは何を使用しているか資料で頂きたい。
- 福祉推進部長 調整中であり、すぐには資料を提出できないが、明らかになり次第…。
- 企画部長 どのようなシステムを使用するか、担当課と相談していきたい。
- 岸本一徳 議員 令和6年度分住民税が非課税である世帯と記載されているが、前年度の所得と認識してよいか。
- 福祉推進部長 令和6年度の課税に関しては、令和5年の1月から12月までの収入を見ている。
- 宮城政司 議員 2点伺う。1点目は補正予算9号の資料裏面、申請等に1月月例給と同日に支給と記載されているが、通常、人事院勧告の議論は11月だが、今回は国会の動きを見るため遅れたと思う。そうして支給日が年をまたいでしまったため、所得税に影響が出る可能性があると思っており、これによりマイナスがでてしまっただけではもったいないと思う。この辺りも考慮しているか。
- 総務部長 できるだけ12月という所も考えていたが、国会の動きをきちんと確認し速やかに動くというところで、今回の追加議案で提出させていただいた。1月に支給していく考えで取り組んでいる。
- 宮城政司 議員 その考え方は理解したつもりで、丁寧な対応だと思っているが、職員にマイナスの影響が出ていたらもったいないなと考えたため、段階をもって…。
- 企画部長 基本的に既にもらっている給与から源泉徴収する形になるため、月々の給与から遡りになるが、増額分のトータルを来年1月、もしくは1月以降にもらう仕組みであり、来年から給与が上がっていく形となるため所得税で損をすることではないと考える。それまでは、本来もらえる給与より低い状況になるので、来年から上がっていくイメージになると思っている。
- 宮城政司 議員 先ほど説明のあった建設部の記載漏れについて、理由を伺う。
- 企画部長 職員が変わったことによって手当等の増額が生じたものである。例年だと金額が足りない場合、人事院勧告の給与補正と同じタイミングで出していたが、今総務部長からもあったように、これまで人事院勧告の給与補正を12月補正の頭で行っていたところであるが、それと同じタイミングで行うかということで、建設部のほうから財政に相談が来ていたが、補正予算の対応がどうなるのか見定めている間に、最終決定が抜け落ちていたということだと思う。事務的なミスということなので、お詫びのしようがない状況ではあるが、職員の方の給与等々を支給しないわけにはいかないという部分もあり、大変申し訳ないが、今回入れさせていただいた。

- 上地安之 議員** 人事院が勧告した内容、宜野湾市がそれに応じて改定をしていくわけだが、その中身を教えてください。
- 総務部長** 県の人事院勧告の骨子の方から説明する。月額に関して、公民格差の2.76パーセントを解消するため引き上げ、ボーナスに関しては民間の支給割合を踏まえ0.1月分引き上げる内容となっている。民間給与との格差については、企業規模50人以上の県内424事業所から無作為に128事業所抽出し、行っている。2.76パーセントについては金額でいうと9,752円になっているが、ボーナスも踏まえ、若年層に重点を置いたすべての職員を対象にした引き上げ改定になっている。期末・勤勉手当のボーナスについては、年間0.1月分引き上げ4.6月とし期末と勤勉にそれぞれ均等に配分した内容となっている。
- 上地安之 議員** 人事院から勧告を受け宜野湾市が改定をしていくことと思うが、人事院で勧告された内容の範囲内の改定なのか、満額での改定か伺う。
- 総務部長** 人事院の勧告通り給与改定を行い反映している。
- 上地安之 議員** 人事院勧告通りにする義務はあるか。
- 総務部長** 義務はないが、これまでと同様に行っている。
- 上地安之 議員** 宜野湾市は人事院の勧告に沿ってその都度対応していると理解した。他市は同じように対応しているのか。
- 総務部長** 他市も同様に行っている。
- 上地安之 議員** 議案第108号、109号の施行期日について説明を求める。また、それぞれ遡及手当をするのか伺う。
- 総務部長** 議案書の6ページをご覧ください。附則でこの条例は公布の日から施行するとしている。第2項の中ほどでは、第1条に関しては令和6年4月1日から適用とし、ボーナスについては12月1日から適用としている。次に8ページをご覧ください。施行期日は公布の日から施行であるが、第2項において率の適用が令和6年12月1日からというところになっている。会計年度任用職員については15ページになる。附則の第1項で公布の日から施行するとして、令和6年4月1日から適用とある。
- 上地安之 議員** 全てが遡及手当をしているということか。
- 総務部長** その通りである。
- 上地安之 議員** そして支給日が年明けということか。
- 総務部長** その通りである。

以上